

## 宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則(昭和48年宿毛市規則第9号)第19条の規定に基づき、宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市長は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の感染拡大防止を行いながら、地域における健康増進活動や地域コミュニティ活動の取り組みを支援するため、感染症の感染拡大防止対策として行う設備整備等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市内に所在する自治会(複数の自治会での合同での申請も可)。
- (2) 市内に活動拠点(集会所、老人憩いの家等)があること(自己所有、指定管理又は使用許可等により従来から利用しており、地域の活動拠点として認められる施設いずれかで可)。
- (3) 活動拠点において、地域介護予防活動や地域のコミュニティ活動(総会、敬老会、老人クラブ活動等)を行っていること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる感染症の対策のために必要と認められる設備整備等とする。ただし、マスク、消毒液等の消耗品は対象外とする。

- (1) 空気清浄機(空気清浄機能付きエアコンを含む。)
- (2) 飛沫感染の防止を目的とするパネル、ついたて、スクリーン等
- (3) 換気扇その他の換気を目的とする設備(網戸を含む。)
- (4) 非接触型体温計
- (5) 消毒液スタンド
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助対象経費、補助率及び補助上限額等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第1に定めるとおりとし、補助金の交付は、補助対象者1者につき1回に限るものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出を受けた申請を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りではない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施にあたっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 市の同種の補助金の交付対象でないこと。
- (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5か年間整備、保管しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第9条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない

- (1) 補助金額の変更(補助金額の20%を超えない範囲で減額しようとする場合を除く。)
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く(必要に応じて市長に事前協議すること。)

2 市長は、前項の規定による補助金の変更申請について、その内容を

審査し、承認又は不承認を決定し、申請者にその結果を宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金変更承認・不承認決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止について、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、申請者にその結果を宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金中止（廃止）承認・不承認決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金額確定通知書（第8号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金額の請求）

第14条 補助対象者は、前項の補助金の確定後に宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補

助金の交付の決定を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 事業が完成しないとき又は事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

(2) 補助対象者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助対象者に関して、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条各号に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他必要な事項)

第17条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第3号及び第4号、第11条、第15条及び第16条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
・ 物品購入費 ・ 取付工事費	補助対象経費の 10 / 10	補助対象者1者あたり 上限額10万円

別表第2（第7条、第8条、第15条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。